

広島県告示第六百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第一項の規定によつて、次の保安林の指定施業要件を変更した旨の通知を農林水産大臣から受けたが、森林所有者の所在が不明なため、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定による通知ができないので、同法第八十九条の規定によつて、通知の内容を関係市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。

平成二十九年十二月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者（登記簿上の所有者）の氏名

所 在 場 所	所有者（登記簿上の所有者）の氏名
広島市南区似島町字家下七七三三、七七三四	新江 好松
広島市南区似島町字家下七七三六	中松 熊吉
広島市南区似島町字家下七七四〇	出口 忠勝
広島市南区似島町字家下七七四三	久保 芳助
広島市南区似島町字家下七七四四	谷本 美一
広島市南区似島町字家下七七四七	田中 ヨネ子
広島市南区似島町字家下七七四八	西田 節哉
広島市佐伯区屋代町字北山八三	岡本 昭巳
広島市佐伯区屋代町字北山九六	妙田 寿見
廿日市市栗栖字西山一〇二	大郷 敦子
山県郡安芸太田町上筒賀字馬越山六四七の一	梅田 泰之
山県郡安芸太田町上筒賀字馬越山六四八	玉田 七郎
安芸高田市高宮町川根字城山一二五	上田 一信

二 指定の目的

土砂の流出の防備

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）